

令和元年度 三豊市産品PR事業(F A B E X 関西 2 0 1 9)出展者募集要項

三豊市の主要産業の一つである食品産業の魅力を発信するとともに、関連する企業の販路開拓を支援するため、国内最大級の食品関連見本市「F A B E X 関西2019以下「展示会」という。）」に、令和元年度三豊市産品PR事業として、三豊市商工会が公益財団法人かがわ産業支援財団、香川県及び三豊市等（以下「財団等」という。）と連携し、三豊市ブースを出展します。

1. 展示会の概要について

【F A B E X 関西 2019】

- (1) 会 期 令和元年10月16日(水)～10月18日(金)の3日間 (10:00～17:00)
- (2) 会 場 インテックス大阪 (大阪市住之江区南港北1-5-102)
- (3) 来場者 昨年度実績 38,915名
- (4) 主催者 株式会社日本食糧新聞社
- (5) 特 徴
 - ・ 中食・外食から小売りまでのバイヤーが集結する関西最大の業務用食の総合見本市。
 - ・ 県内企業が「香川県ブース」として共同出展することにより、地域産品を求めるバイヤーに効果的にPRできるとともに、出展費用が抑えられる。

2. 三豊市ブースについて

- (1) 三豊市ブース出展小間数
 - ・ 2小間 (1小間：9㎡)
- (2) 出展ゾーン
 - ・ 第3回地域食品ブランドフェア (日本各地のこだわり食品で構成されるゾーン)の香川県ブース内
- (3) 1者あたりの展示スペース
 - ・ 1者あたり1展示スペースの出展とします。
 - ・ 1者あたりの展示スペースは、1.2m×1.7m程度を予定していますが、三豊市ブースの配置場所やブース内レイアウトにより、変更の可能性があります。
 - ・ 展示スペースの割り当ては、出展者数及び出展商品等を考慮し、財団等で決定します。

3. 募集内容等について

- (1) 募集事業者数
 - ・ 4事業者程度
- (2) 募集対象事業者
 - ・ 以下の要件全てを満たす者とします。
 - ① 市内に主たる事業所を有する中小企業者又は中小企業団体で、食料品、飲料関連製品の製造加工・生産された商品(青果、水産、畜産物を含む)販売を行う者。
 - ② 展示会出展後も、県外へ売り込み意欲のある者。
 - ③ 開催期間中、商品説明や商談のために担当者を出展ブースに常駐できる者。

④県税及び市税を滞納していない者。

(3) 出展対象商品

市内の事業所で製造、加工、生産された商品

(4) 出展事業者決定

出展者選定委員会を開催し、出展申込書等について、出展申込者にプレゼンテーションを行っていただき、評価の上、出展者を決定します。

※出展者選定委員会の日時は、後日連絡します。(8月上旬開催予定)

※出展者選定委員会の経過は通知しないものとし、出展の可否のみ通知します。

■評価項目(予定)

①出展の目的・妥当性
②代表的出展商品の魅力
③代表的出展商品の市場性
④代表的出展商品の安全性・信頼性
⑤出展当日の試食等の有無・運営体制
⑥市補助事業及び認定制度等の利用・認定の有無

(5) 出展の辞退

出展決定後は、原則出展の辞退は認めかねます。やむを得ず出展の辞退を認めた時には、財団等で他の出展者を決定します。

(6) 出展者負担

- ①出展参加料：40,000円
- ②試食用容器、調理器具等
- ③展示台等のリース・レンタル代
- ④設備使用による電気工事費
- ⑤商品・販促資材等の輸送費
- ⑥下記の三豊市商工会負担以外の費用

(7) 三豊市商工会負担

- ①三豊市ブース出展小間料
- ②三豊市ブース看板等装飾費

4. 応募方法等について

(1) 提出書類(各1部)

- ・三豊市ブース出展申込書(出展商品データ含む)
- ・企業案内、商品カタログ(商品の内容が分かるもの)等
- ・直近の貸借対照表、損益計算書等の経営状況が分かる書類
- ・直近3か月以内に発行された納税証明書

①県税：入札参加資格審査等申請用(県税事務所等が発行)

②市税：市税完納証明書

※その他、追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 募集期限

令和元年8月2日(金)午後5時まで

(3) 申込先・問合せ先

三豊市商工会 指導課

〒767-0032 三豊市三野町下高瀬 2014 番地 1

Tel : (0875) 72-3123 Fax : (0875) 72-5957

E-mail : info@maidookini.jp

5. その他留意事項

- (1) 出展者決定後、個別相談及びセミナーを行います。(後日、個別に連絡します。)
- (2) 提出書類等の返却・返品はいたしません。
- (3) 出展者は、展示スペースを転貸することはできません。
- (4) 出展者は、別添出展規定を遵守してください。
- (5) 天災等、不可抗力の事故により展示会会場が使用不可となった場合、または展示会が中止になった場合、その損害については、財団等は一切その責任を負いません。
- (6) 出展後、出展者は出展報告書を提出していただきます。